

事 務 連 絡
平成31年4月26日

関係団体 御中

厚生労働省保険局医療課

「特定保険医療材料の定義について」の一部改正について

標記について、別添のとおり地方厚生（支）局医療課長、都道府県民生主管部（局）国民健康保険主管課（部）長及び都道府県後期高齢者医療主管部（局）後期高齢者医療主管課（部）長あて通知したのでお知らせします。

保医発0426第1号
平成31年4月26日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

） 殿

厚生労働省保険局医療課長
（ 公 印 省 略 ）

厚生労働省保険局歯科医療管理官
（ 公 印 省 略 ）

「特定保険医療材料の定義について」の一部改正について

下記の通知の一部を別添のとおり改正し、平成31年5月1日から適用することとするので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底を図られたい。

記

別添 「特定保険医療材料の定義について」（平成30年3月5日保医発0305第13号）の一部改正について

別添

「特定保険医療材料の定義について」
(平成30年3月5日保医発0305第13号)の一部改正について

- 1 別表のⅡの037(1)①中「又は「長期的使用経腸栄養キット」」を「、「長期的使用経腸栄養キット」又は「医薬品投与用長期的使用胃瘻チューブ」」に改める。
- 2 別表のⅡの147(2)中「ヒアルロン酸ナトリウム溶液」を「ヒアルロン酸ナトリウム溶液又はアルギン酸ナトリウム溶液」に改める。

(別添参考)

「特定保険医療材料の定義について」(平成30年3月5日保医発0305第13号)の一部改正について

(傍線の部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(別表)</p> <p>I (略)</p> <p>II 医科点数表の第2章第3部、第4部、第5部、第6部、第9部、第10部、第11部及び第12部に規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。)及びその材料価格</p> <p>001～146 (略)</p> <p>037 交換用胃瘻カテーテル</p> <p>(1) 定義</p> <p>次のいずれにも該当すること。</p> <p>① 薬事承認又は認証上、類別が「機械器具(51)医療用嘴管及び体液誘導管」であって、一般的名称が「<u>短期的使用空腸瘻用カテーテル</u>」、「<u>長期的使用空腸瘻用カテーテル</u>」、「<u>短期的使用胃瘻栄養用チューブ</u>」、「<u>長期的使用胃瘻栄養用チューブ</u>」、「<u>空腸瘻栄養用チューブ</u>」、「<u>短期的使用胃瘻用ボタン</u>」、「<u>長期的使用胃瘻用ボタン</u>」、「<u>短期的使用経腸栄養キット</u>」、「<u>長期的使用経腸栄養キット</u>」又は「<u>医薬品投与用長期的使用胃瘻チューブ</u>」であること。</p> <p>② (略)</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>038～146 (略)</p> <p>147 内視鏡用粘膜下注入材</p> <p>定義</p> <p>次のいずれにも該当すること。</p> <p>(1) 薬事承認又は認証上、類別が「医療用品(4)整形用品」であ</p>	<p>(別表)</p> <p>I (略)</p> <p>II 医科点数表の第2章第3部、第4部、第5部、第6部、第9部、第10部、第11部及び第12部に規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。)及びその材料価格</p> <p>001～036 (略)</p> <p>037 交換用胃瘻カテーテル</p> <p>(1) 定義</p> <p>次のいずれにも該当すること。</p> <p>① 薬事承認又は認証上、類別が「機械器具(51)医療用嘴管及び体液誘導管」であって、一般的名称が「<u>短期的使用空腸瘻用カテーテル</u>」、「<u>長期的使用空腸瘻用カテーテル</u>」、「<u>短期的使用胃瘻栄養用チューブ</u>」、「<u>長期的使用胃瘻栄養用チューブ</u>」、「<u>空腸瘻栄養用チューブ</u>」、「<u>短期的使用胃瘻用ボタン</u>」、「<u>長期的使用胃瘻用ボタン</u>」、「<u>短期的使用経腸栄養キット</u>」又は「<u>長期的使用経腸栄養キット</u>」であること。</p> <p>② (略)</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>038～146 (略)</p> <p>147 内視鏡用粘膜下注入材</p> <p>定義</p> <p>次のいずれにも該当すること。</p> <p>(1) 薬事承認又は認証上、類別が「医療用品(4)整形用品」であ</p>

って、一般的名称が「内視鏡用粘膜下注入材」であること。

- (2) 内視鏡的粘膜切除術を施行する際に病変部位の粘膜下層に注入することにより、その部位に滞留して粘膜層と筋層との間を解離し、粘膜層の隆起を維持して病変部位の切除又は剥離の操作性を向上させるヒアルロン酸ナトリウム溶液又はアルギン酸ナトリウム溶液であること。

148～202 (略)

Ⅲ～Ⅷ (略)

って、一般的名称が「内視鏡用粘膜下注入材」であること。

- (2) 内視鏡的粘膜切除術を施行する際に病変部位の粘膜下層に注入することにより、その部位に滞留して粘膜層と筋層との間を解離し、粘膜層の隆起を維持して病変部位の切除又は剥離の操作性を向上させるヒアルロン酸ナトリウム溶液であること。

148～202 (略)

Ⅲ～Ⅷ (略)